

◆ ケアマネージャーのための情報誌 ◆

ケアマネ SAPPORO

2000.10.1発行

発行
札幌市介護支援専門員連絡協議会
事務局
札幌市社会福祉協議会
札幌市中央区大通西19丁目
札幌市社会福祉総合センター内
TEL 011-612-6110
FAX 011-613-5486

第6号

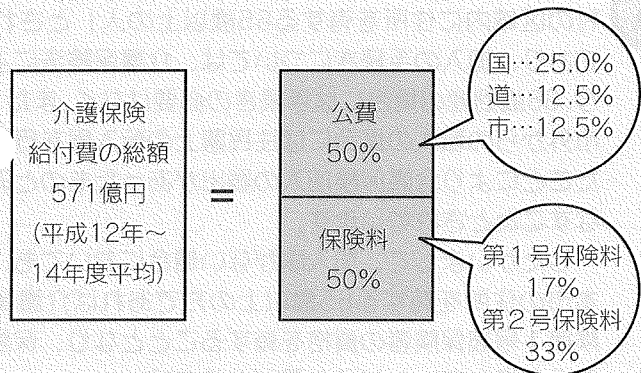
10月からスタートする保険料徴収 ～第1号被保険者(65歳以上の方)～

介護保険費用負担

4月から介護サービスの提供や第2号被保険者(40歳以上・64歳未満の医療保険加入者)の保険料の徴収などがスタートしました。第1号被保険者(65歳以上の方)の保険料徴収につきましては、半年間の据え置き期間が設けられたことにより、10月から徴収が始まります。

介護保険制度では、介護サービスの提供などに必要な費用はサービス利用時の自己負担を除き、およそ半分を公費(国、道、市が負担)でまかない、残りの半分を保険料として徴収します。

保険料は第1号被保険者と第2号被保険者が負担し、その負担割合は全国ベースでの総人口の比率に基づいて定められます。平成12年度から14年度までの3年度間の平均では、第1号被保険者が34%、第2号被保険者が66%となっており、保険料負担も34:66の割合となっています。(下の図を参照してください。)



段階	対象者	平成12年度保険料	平成13年度保険料	平成14年度保険料
第1段階	老齢福祉年金受給者でその属する世帯全員が市民税非課税の方、生活保護を受けている方	4,700円/年	14,100円/年	18,900円/年
第2段階	世帯全員が市民税非課税の方	7,100円/年	21,200円/年	28,300円/年
第3段階	本人が市民税非課税の方	9,400円/年	28,200円/年	37,700円/年
第4段階	本人に市民税が課税されていて、合計所得が250万円未満の方	11,800円/年	35,300円/年	47,100円/年
第5段階	本人に市民税が課税されていて、合計所得が250万円以上の方	14,100円/年	42,300円/年	56,600円/年

お支払い方法

保険料の支払いには次の2つの方法があります。

◎特別徴収

原則として、年額18万円以上の老齢・退職を事由とした年金を受給している方が該当し、年金からの天引きとなります。

該当される方には今年度は8月7日に「特別徴収決定通知書」を発送しています。

◎普通徴収

特別徴収以外の方が該当し、納付書で個別にお支払いいただきます。(例えば、年金を受給していない方や年金額が18万円未満の方、あるいは遺族年金、障害年金、寡婦年金等の非課税年金のみを受給している方が該当します。)

該当される方には今年度10月17日に「納入通知書」を発送する予定です。

【例 平成12年度保険料第3段階の方の徴収月と金額】

◎特別徴収

徴収月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
保険料	3,200		3,100		3,100		9,400

◎普通徴収

徴収月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
保険料	1,900	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	9,400

保険料額について

第1号被保険者につきましては、「介護保険法を円滑に実施するための特別対策」により半年間介護保険料の徴収を行わないこととされたため、10月からの徴収開始となります。さらに、その後1年間(13年9月まで)については、本来お支払いいただく保険料のおよそ半分の額を徴収することになりますので、平成12年度は本来のおよそ1/4の金額、平成13年度はおよそ3/4の金額となっています。

保険料の算出は前年の年金や給与の所得などに応じて5段階に設定されています。平成12～14年度の年間保険料額(12年度は半年分)は次の表のとおりです。

介護保険料についてのQ&A

Q 介護保険料はどう払うのか？

A 特別徴収に該当される方は、直接年金からの天引きとなりますので金融機関に納めに行く必要はありません。毎年1月に前年中に納めていただいた保険料額をお知らせする「年間納付済額のお知らせ」をお送りします。

普通徴収に該当される方は、金融機関で納付をしていただくか、口座振替をしていただくこととなります。口座振替を希望される方は、金融機関、郵便局、またはお住まいの区役所保険年金課へお申し込みください。

また、介護保険料は第1号被保険者の方お一人おひとりにお支払いいただくことになっています。例えば、夫婦ともに65歳以上の世帯では、夫婦別々に保険料をお支払いをいただくことになり、それぞれに保険料の通知書が郵送されます。

Q 特別徴収（年金天引き）ではなく自分で納付したいのだが？

A お支払いの方法については、任意での選択はできないことになっています。したがって、年金の支給停止や資格喪失、災害等特別な事情による保険料の減額がない場合は特別徴収を停止することはできません。

また、災害その他の特別な事情により、保険料を納めることが困難な場合は、お住まいの区役所保険年金課にご相談ください。保険料が減免になる場合があります。

Q 介護を必要としていない者、収入の低い者でも保険料を徴収されるのか？

A 介護保険制度は、介護を必要としている方の負担をみんなで支える仕組みです。介護保険サービスを提供する費用の1/2を被保険者の方が公平に負担することとされています。

また、介護保険料は前年の所得状況等に応じた5段階に設定されており、低所得者にも配慮したものとなっていますので、ご理解とご協力をお願いします。

Q 年間18万円以上の年金を受給しているが、特別徴収になっていない。どうしてか？

A 特別徴収については、毎年5月末に各年金保険者（社会保険庁、地方共済組合連合会）から送付される通知（「4月1日現在、65歳に到達しており、かつ、札幌市に住所を有する者」と年金保険者が把握している者）に基づき、本市の被保険者情報と一致した者について特別徴収対象者としています。年金保険者からの情報と本市で有している情報が異なる場合等、一致しない場合が生じます。

また、年金を担保としての借入れを行っている場合や年金の現況届の送付が正しく行われていない場合も年金保険者からの通知の対象とはならないため、特別徴収には該当しないこととなります。

Q 加入の手続きをしていないのに、介護保険に加入したことになっており、保険料の通知がきた。介護保険をやめたいのだが？

A 介護保険第1号被保険者の資格については「市町村の区域内に住所を有する65歳以上の人」とされており、加入の手続きについては、介護保険法により、65歳到達の場合には手続きの必要はなく、また、市外からの転入の場合には住民票上の転入届を行ったことにより介護保険加入の届出があったものとみなすこととされています。

したがって、加入届がない場合においても、本市の住所を有する65歳以上の方であれば介護保険第1号被保険者の資格を有することとなり、保険料を負担していただく必要があります。

また、介護保険制度は65歳以上の方全員が第1号被保険者として保険料を公平に負担していただく社会保険制度ですので任意に脱退をすることはできません。

札幌市からのお知らせ

介護保険制度が導入されて、6月が過ぎようとしており、いよいよ10月から介護保険料の徴収が開始されます。介護保険料に関する質問も介護支援専門員のみなさんに対して多々あると思いますので、介護保険料の徴収と7月31日に開催された全国介護保険担当課長会議で介護支援専門員に関係する事項について情報の提供をいたします。

全国介護保険担当課長会議から

1 訪問通所サービスと短期入所サービスの支給限度額の一本化について

- ① 平成12年7月24日に開催された医福審で審議され、通所サービスと短期入所サービスの支給限度額一本化のこめの準備を進めることになりました。
一本化した区分支給限度額の適応は、平成14年1月の予定です。
- ② すでに介護支援専門員連絡協議会、介護保険サービス事業所連絡協議会、老協協などから、短期入所の利用に関して利用者の利便性の観点から受領委任方式（現物給付）で実施するよう保健福祉局長あてに要望が上げられておりました。札幌市では、支給限度額一本化までの経過措置として10月から振替措置について、償還払い方式から現物給付で対応することにいたします。
別途10月13日午後2時から説明会を行います。
（各事業所に別途通知いたします。）

2 訪問介護の適正化について

(1) 現状

- ・家事援助サービスは、家族等と同居している場合、介護報酬の告示上「家族等の障害、疾病等の理由により、家事を行うことが困難な場合」に限り算定することとされているが家族の要望で、家族分の洗濯、庭の草むしりなど保険給付の対象外である家事代行行為までやっている例がある。
- ・身体介護的な内容が含まれており、本来、身体介護中心型または複合型になるにもかかわらず、給付限度額内でサービス回数を増やすために家事援助サービスを提供する例がある。

(2) 対応の方法

- ・介護支援専門員は、利用者の自立支援の観点から適切

に課題分析を行い、訪問介護サービスが適切に利用されるよう訪問時のサービスの内容、時間帯の関係についても利用者に説明する。

- ・居宅介護支援事業者または訪問介護事業者は、サービス内容が保険給付として適当でないサービス提供を求められた場合は、利用者にその旨を説明する。（介護支援専門員は、必要に応じて市町村の実施する生活支援サービス、シルバー人材センター、NPOなどの住民参加型福祉サービス、ボランティア等の活用を図る。）
- ・保険給付として不適切なサービスの提供を利用者からもとめられる場合には、居宅介護支援事業者または訪問介護事業者はサービス提供を拒否することも可能である旨を運営基準の解釈として通知する予定。

(3) 家事援助行為の不適正事例

「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年3月1日付老企第36号）記載第2、2（1）において、家事援助に含まれない行為として、

- ① 商品の販売や農作業等生業の援助的な行為
- ② 直接本人の日常生活の援助に属しないと判断される行為

が掲げられているが、現在疑義照会等により寄せられた具体的な事例のうち②に該当するものとして整理している。

A 「直接本人の援助」に該当しない行為

主として家族の利便に供する行為または家族が行うことが適当であると判断される行為

- a. 利用者以外のものに係る洗濯、調理、買い物、布団干し
- b. 主として利用者が使用する居室等以外の掃除
- c. 来客の応接（お茶、食事の手配等）
- d. 自家用車の洗車・掃除 等

（注）家事援助については、同居の家族等がある場合は、当該家族等の障害、疾病の理由により、当該家族等が家事を行うことが困難であることが訪問介護費の算定の条件

とされており、上記のような取り扱いとなる。

B 「日常生活の援助」に該当しない行為

(1) 訪問介護員が行わなくても日常生活を営むのに支障が生じないと判断される行為

- a. 草むしり
- b. 花木の水やり
- c. 犬の散歩等ペットの世話

等

(2) 日常的に行われる家事の範囲を超える行為

- a. 家具・電気器具等の移動、修理、模様替え
- b. 大掃除、窓のガラス磨き、床のワックスかけ
- c. 室内外家屋の修理、ペンキ塗り
- d. 植木の剪定等の園芸
- e. 正月、節句等のために特別な手間をかけて行う調理

等

(注)上記の行為は介護保険給付の対象としては不適切ではあるが、利用者の状況によっては必要なサービス行為である場合があるので、市町村の実施する生活支援事業、配食サービス、シルバー人材センター、NPO等住民参加型サービス等有効な活用が必要である。

また、これらの行為について、利用者と事業者との契約に基づき保険外のサービスであることを明示し、サービス提供時間を分けるなどにより保険対象サービスと明確に区分された形で、利用者の自己負担により

提供することも可能である。

3 介護サービスの利用者負担が医療費控除の対象となる

介護保険制度の下で提供される居宅サービス（訪問介護〔家事中心を除く〕訪問入浴、通所介護、短期入所生活介護の4種類）のうち

- ◎ケアプランに基づいてサービスを利用していること（介護支援専門員が作成しても自己作成でもかまわない）
- ◎ケアプランに医療系サービス（訪問看護、訪問リハビリ、居宅療養管理指導、通所リハ、短期入所療養介護の5種類）と併せて利用すること。

この2つの条件を満たした場合在宅介護サービス費用（基準該当サービスも含む）のうち自己負担分が医療費控除となります。

なお、これらの医療系5種類のサービスについては、医療保険の医療サービスと同様、そのサービス自体の利用者負担も医療費控除の対象となります。必ず利用者さんに、自己負担分の領収書の外、利用者が医療費控除を受ける場合の確定申告書に添付または確定申告の際に提示する書類として、居宅サービス計画を作成した事業者名及び医療費控除の対象となる金額を記載した書面の交付をお願いいたします。

◆ 講演情報 ◆

■ 「相談援助実践セミナー」のお知らせ

日時：10月31日（火）10時～17時30分
 会場：かでる2・7 かでるホール
 内容：基調報告
 北星学園大学社会福祉部教授 米本 秀仁 氏
 講演「地域における高齢者ソーシャルワークを考える」
 武蔵野女子大学現代社会学部教授 根本 博司 氏
 講演「ケアマネジメント実践の課題」
 東京都立大学人文学部教授 副田 あけみ 氏
 シンポジウム「介護保険下における社会福祉実践の課題」
 (司 会) 北星学園大学社会福祉部教授 米本 秀仁 氏
 (シンポジスト)
 日本社会福祉士会北海道支部副会長 大友 芳恵 氏
 北海道在宅介護支援センター協議会機能強化委員 岩見 太市 氏
 北海道医療ソーシャルワーカー協会会長 青木 常雄 氏
 札幌市介護支援専門員連絡協議会事務局長 工藤 博 氏

定員：500名（定員になり次第、締め切らせて頂きます。）
 参加費：3,000円（昼食弁当を別途500円で斡旋します。）
 申込方法：下記までお問い合わせ下さい。
 申込は10月18日（水）まで。
 問い合わせ先：北海道長寿社会振興財団
 ☎281-0928 FAX251-6256

■ 「在宅介護支援センター職員研修」のお知らせ

日時：10月19日（木）9時30分～16時
 会場：大同生命ビル(中央区北3条西3丁目)大会議室(12階)
 内容：講義「相談援助場面における知識・技術」
 スーパーバイザー・対人援助職トレーナー 奥川 幸子 氏
 講義「地域ケア体制と在宅介護支援センターの機能」
 国際医療福祉大学教授 松田 鈴夫 氏
 定員：100名（会員施設優先）
 参加費：会員 5,000円
 非会員 10,000円
 申込方法：下記までお問い合わせ下さい。
 問い合わせ先：北海道社会福祉協議会
 ☎271-0458 FAX218-3513

どんなふうにする？サービスの質の評価

近頃、介護保険サービスの業界で喧しい「サービスの質評価」。社会福祉法にも規定されたことから避けて通るわけには行かなくなりましたが、まだまだお題目先行というところではないでしょうか。実際、どんな状況で進んでいるのか、サラッとおさらいしておきましょう。

利用者主体の制度をめざして

いうまでもなく、介護保険制度ではサービスの利用者として提供者が対等の関係として位置付けられました。そして、対等の関係を確保するための仕組みとして、「苦情解決」、「権利擁護」、「情報公開」などがあり、「サービスの質評価」もその仕組みの大きな要素です。

利用者がサービスを選択できることが、利用者主体を謳った介護保険サービスには必須ですが、選択の判断材料が未だ十分ではありません。また、提供者側は、自らのサービスについて問題点を把握し、サービスの質向上に結びつける必要がありますが、そのスタンダードな仕組みも未整理です。

そうしたことから、サービスの質評価は①利用者の適切なサービス選択に資するための情報として、②サービス事業者の質の向上のための資料として、を目的に行われることとなりました。また、サービスの質評価は、なにも介護保険サービスに限ったことではなく、全ての社会福祉サービスにも必要なことから、今年6月に施行された「社会福祉法」にも次のように規定されています。

社会福祉法第78条

(福祉サービスの質の向上のための措置等)

社会福祉事業の経営者は、自らその提供する福祉サービスの質の評価を行うこと、その他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける者の立場に立って良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならない。

2 国は、社会福祉事業の経営者が行う福祉サービスの質の向上のための措置を援助するために、福祉サービスの質の公正かつ適切な評価の実施に資するための措置を講ずるよう努めなければならない。

自己評価と第三者評価

さて、評価にあたっては、評価者の立場が問われます。上記の条文では、評価者を①経営者自らが担うこと、②国が公正かつ適切な評価の実施に資するための措置を講ずることとなっています。

①は自己評価を義務づけるもので、②がいわゆる第三者評価の仕組みを国の責務でつくることを示しています。

自己評価といっても、ある程度スタンダードなチェックリストがないと、漠然としたものになってしまう可能性大です。現在、道はモデル事業として訪問介護、特養のサービス評価基準案を作成し、10ヶ所の事業所を選んで7月～8月にかけて実施しました。その結果を受けて、道の正式な基準を作成するようです（ちなみに試案は道の介護保険課ホームページに掲載されています）。また、北海道デイサービス協議会などでも独自の自己評価基準案を作成中です。自己評価をするには、このような一定の基準で行うことが必要でしょう。

第三者評価については、厚生省が平成10年11月に「福祉サービスの質に関する検討会」を設け検討してきたところですが、この6月に「福祉サービスの第三者評価に関する中間まとめ」を発表しております。特徴的には、第三者評価機関を国として育成するという点にあると思います。

厚生省は、中間まとめを受けて来年度予算の概算要求にサービスの質評価制度の整備を計上しており、いよいよ本腰を入れはじめたところ です。

第三者評価は、民間事業では広く行われていて、格付け会社が民間企業の財務体質などをランク付けしたり、また、ISOなど品質管理の国際規格をとる会社も増えてきておりますし、医療分野では「財団法人日本医療機能評価機構」が平成9年から病院の第三者評価を開始しています。福祉サービスの分野でも、様々な評価機関ができていくのではないのでしょうか。

居宅介護支援事業所の評価は？

さて、現時点で評価事業に手をつけようとする、今のところ信頼する第三者機関があるわけではないので、どうしても自己評価の方法をとらざるを得ません。自己評価には、チェックリストで自らを評価する方法や利用者にアンケートで評価をいただく方法などがあります。近年、サービス業では、CS（顧客満足度）の観点から利用者（消費者）の視点での評価が大切であるといわれており、福祉サービスにおいても利用者から評価をいただくシステムを作ることが大切だと思います。

いずれにせよ、「誰のための」「何のための」「何に基づく」評価なのかを明確にして取り組むべきでしょう。

参考までに、東京都で活躍するNPO法人「メイアイヘルプユー」(サービスの第三者評価を主な事業として活動)が市民互助団体全国協議会の委託を受けて作った居宅介護支援事業所のチェックリストを紹介します。

- ◎あなたの都合にあわせて訪問してくれますか
(はい いいえ)
- ◎あなたの担当ケアマネージャーが不在のときや、緊急のときの対応についてわかりましたか
(はい いいえ)
- ◎24時間、土日祭日、時間外にどのように対応してくれるかわかりましたか
(はい いいえ)
- ◎ケアマネージャーは2人以上いますか
(はい いいえ)
- ◎ケアプランをつくった経験が1年以上ある人がいますか
(はい いいえ)
- ◎ケアマネージャーの職種は何ですか
(介護福祉士、ホームヘルパー、社会福祉士、看護婦、保健婦、その他)
- ◎現在の利用者数は1か月で何人ですか
()人
- ◎自己負担額、保険以外のサービスの利用料金、請求方法、キャンセル料について説明はわかりましたか
(はい いいえ)
- ◎ケアマネージャーや介護支援事業者として、他の事業者と比較して得意なサービスがありましたか
(はい いいえ)
- ◎ケアプランをつくる以外のサービスはもっていますか
(はい いいえ)
- ◎それはどのようなサービスですか
()

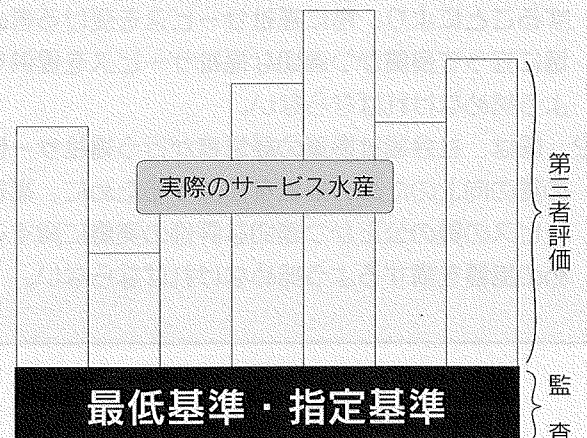
- ◎他のサービス事業者とどのようにして連絡をとりあっているかわかりましたか
(はい いいえ)
- ◎相談、苦情をうける窓口はありますか
(はい いいえ)
- ◎その窓口には責任者はいますか
(はい いいえ)
- ◎相談や苦情をもちかけたとき、どのように対応してくれるかわかりましたか
(はい いいえ)
- ◎もしも介護保険施設への入院、入所入所を希望した場合、紹介や手続きなどの支援をしてくれるといいましたか
(はい いいえ)
- ◎利用をやめるときの手続きについてわかりましたか
(はい いいえ)
- ◎説明はわかりやすく、親切でしたか
(はい いいえ)

※チェック項目それぞれの重要性は人により異なります。ですから「はい」がいくつあったら良いよいというような判断を下すのではなく、「あなたにとって何が重要」を考えた上でチェックリストを使ってみてください。

評価よりも前にすべきこと

サービスの質評価も大事なことですが、その前提として指導監査の主眼事項（最低基準・指定基準）を全てクリアしているかということも重要なことです。監査事項と質評価の関係は図のようになります。一人の介護支援専門員に50人以上担当させていませんか、個人情報の使用同意をきちんと文書でいただいていますか、等々。指導監査の眼事項はすでに公表されています。今一度、チェックをしてみたいかがでしょうか。

第三者評価と最低基準・指定基準及び監査との関係





介護支援専門員求人情報

募集人数	1名	募集人数	1名	募集人数	2名
資格要件	看護婦	資格要件	医療ソーシャルワーカー (介護支援専門員有資格者)	資格要件	保健婦・士、看護婦・士、介護福祉士
法人名称	医療法人 徳洲会	法人名称	北海道医療生活協同組合	法人名称	医療法人 愛全会
事業所名称	指定居宅介護支援事業所 ケアプランセンターなえぼ	事業所名称	札幌緑愛病院	事業所名称	愛全病院、介護老人保健施設、在宅ケア事業所等
住所	東区北7条東18丁目105-23	住所	札幌市清田区北野1条1丁目6-30	住所	札幌市南区川沿13条2丁目1-38
電話番号	011-753-0011	電話番号	011-883-0121	電話番号	011-572-8002
担当者氏名	安藤 真人	担当者氏名	事務長 三宅 正之	担当者氏名	別所又は神田
その他	待遇その他委細面談で掲載します。	その他	待遇その他委細面談で掲載します。	その他	待遇その他委細面談で掲載します。

トピックニュース

○「厚生労働省」(来年1月発足)の次年度一般会計予算の概算要求額は、4.6%増の18兆742億円となる。

介護保険制度関連では特別養護老人ホーム1万人分、ケアハウス5千人分、ショートステイ6千人分、デイサービス1千2百カ所、痴呆性高齢者グループホーム5百カ所、高齢者生活福祉センターについては併設要件を緩和し2百30カ所を整備、訪問介護員人材確保支援事業に11億5千万円、介護支援専門員への支援充実事業に2億6千万円、区分支給限度額の一本化のためのシステム整備に45億8千万円、要介護認定の仕組み検討事業に5億1千万円がそれぞれ計上された。

○ホームヘルパーの4人に1人が精神的ストレスを抱えている。

介護保険制度導入が現場にどのような変化をもたらしているのか、福岡県内41社会福祉協議会の常勤ホームヘルパー122人へのアンケートを実施。

業務の多忙化、勤務体制・労働条件の変化等のための疲労・精神的ストレス等により健康を害する状況との結果が出された。また、介護支援専門員のヘルパー業務への理解不足などにより、「お湯張り、衣類の準備と着脱、洗髪などで30分の設定」「ADLを把握しないで策定している」「利用者の言いなりで自立支援につながっていない」等の指摘もあった。

○問われる専門職の連携のあり方。

某市医師会がケアマネジャーに「主治医の指示書」をだすよう計画とのこと。内容は「主治医指示として現在の病状を根拠として、医療系サービス、福祉系サービスの種類及び回数を具体的に記すものだ」とのこと。

○高まる高齢者の負担増

政府与党は70歳以上の高齢者の医療費負担に原則1割の定率性導入などの医療制度改革を2001年1月から実施する方針を固める。

○ご存じですか?「福祉住環境コーディネーター」

東京商工会議所で昨年からはじめた検定試験で現在2級「知識を実務に生かすため、より幅広く確実な知識を身につけ、具体的な解決策を提案できる能力を求める」、3級「福祉と住環境の関連分野の基礎的な知識の確認があり、道内では計1,078人が合格。

受験者の他の資格では、2級で建築士22%、ホームヘルパー9.3%、インテリアコーディネーター5.9%、介護福祉士3.7%、社会福祉・理学療法士・作業療法士1%となっている。

道内でも類似の資格制度の動きがあり、「北海道福祉環境プランナー(検定)資格制度に係わる設立検討会議」が発足、内容としては学歴・年齢・性別・国籍を制限せず、他の有資格者は申請により受験科目等(5科目の学科試験と基本的な製図試験)を免除(2年間に限定し講習による北海道福祉環境プランナーの資格認定を実施)し、合格者は登録手続きを行うことにより、北海道福祉環境プランナーとして登録証カードが発行されるとのこと。

なお、当会に検討会議委員の要請があり、藤井副会長を委員として推薦し、検討会議に出席している。

掲示板コーナー

中央区支部研修会

日 時：11月21日（火）18：30～
 会 場：札幌市社会福祉総合センター視聴覚室
 テーマ：事例検討（予定）
 問い合わせ先：中央区社会福祉協議会
 ☎231-2400（内線458～460）

北区支部研修会

日 時：①10月14日（土）10：00～
 ②11月22日（水）18：30～
 会 場：北区民センター
 テーマ：①区民のつといででの相談活動
 ②福祉用具について
 問い合わせ先：北区社会福祉協議会
 ☎757-2482

東区支部研修会

日 時：11月15日（水）18：30～
 会 場：東区民センター
 テーマ：情報交換・ビデオ鑑賞
 問い合わせ先：東区社会福祉協議会
 ☎741-6440

白石区支部研修会

日 時：11月15日（水）18：30～
 会 場：白石区民センター
 テーマ：未定
 問い合わせ先：白石区社会福祉協議会
 ☎861-3700

厚別区支部研修会

日 時：①10月12日（木）18：30～
 ②11月15日（水）18：30～
 会 場：厚別区民センター
 テーマ：①情報交換②研修会（内容は未定）
 問い合わせ先：厚別区社会福祉協議会
 ☎895-2483

豊平区支部研修会

日 時：①10月17日（火）18：30～
 ②11月21日（火）18：30～
 会 場：豊平区民センター
 テーマ：①療養型医療施設に関する学習会
 ②介護保険サービス事業所に関する学習会
 問い合わせ先：豊平区社会福祉協議会
 ☎815-2940

清田区支部研修会

日 時：11月16日（木）18：30～
 会 場：清田総合庁舎大会議室
 テーマ：講演会
 問い合わせ先：清田区社会福祉協議会
 ☎889-2491

南区支部研修会

日 時：10月19日（木）18：30～
 会 場：南区民センター視聴覚室
 テーマ：実践発表「ケアマネ奮闘記パートⅢ-保険料徴収スタート！利用者からの苦情にどのように対応しました-」
 問い合わせ先：南区社会福祉協議会
 ☎582-2400（内線381～382）

西区支部研修会

日 時：11月21日（火）18：30～
 会 場：札幌市社会福祉総合センター第3会議室
 テーマ：福祉機器について
 問い合わせ先：西区社会福祉協議会
 ☎633-3695

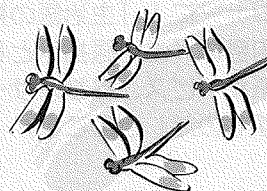
手稲区支部研修会

日 時：10月11日（水）18：30～
 会 場：手稲区民センター
 テーマ：事例検討
 問い合わせ先：手稲区社会福祉協議会
 ☎681-2400（内線365～366）

編集後記

あの犬熊一夫さんの講演会が「さっぽろこころの健康まつり」であった。私ごとで恐縮だが、私の福祉への動機づけの一つが、20数年前に出会った犬熊さんの著書「ルポ精神病棟」であった。当時、私は学校に通いながら福祉施設で宿直者のアルバイトをしていたが、食事になると入所者が所在無く廊下にならんでいる姿、職員がみそ汁やご飯に薬を入れている姿、息苦しさを覚えた8人部屋等、今も脳裏から離れない。精神障害者もいたその施設は、まさに、氏が指摘する人権の尊重もない収容だけを目的とするものであった。

日本の福祉は、50年間、施設中心であった。少なくとも、そこには法を意識しないで展開された事業者優先の利用者：職員関係も存在していたのである。今、福祉の基本法と言われる社会福祉事業法が改正された。その基礎である「利用者中心主義」への舵とりも、私たち専門職の使命と思うのだが。



涼馬